

自動車リサイクル制度に係る 施行状況と課題



三重県

目次

○三重県の施行状況

1. 県の状況
2. 登録・許可の状況
3. 立入検査の状況

○課題

- 4.不適正な解体・不適正保管の事例
- 5.自動車リサイクル法に係る課題
- 6.自動車リサイクル法に係る優良な事例
7. まとめ

1. 県の状況

(1) 三重県の概要

(面積、人口は令和5年10月1日現在、その他は令和7年3月31日現在)

- 面積 : 5,774.48km²(全国25位)
- 人口 : 1,727,503人(全国22位)
- 自動車保有台数 : 1,532,273台(全国21位)
※参照:自動車検査登録情報協会「都道府県別・車種別保有台数表」
- 自家用乗用車の世帯当たり普及台数:1.414台
全国平均:1.009台 (全国15位)
※参照:自動車検査登録情報協会「自家用乗用車の世帯当たり普及台数」



図1 三重県の位置

(2) 組織体制(令和7年4月1日現在)

- 県内9地域機関で、自動車リサイクル法に係る登録・許可及び立入検査などを所管

※四日市市の区域は保健所設置市である同市が所管

- 県職員 61名
(内、自リ法担当 10名)
- 会計年度任用職員 8名
(紀北環境室・紀南環境室は兼任)

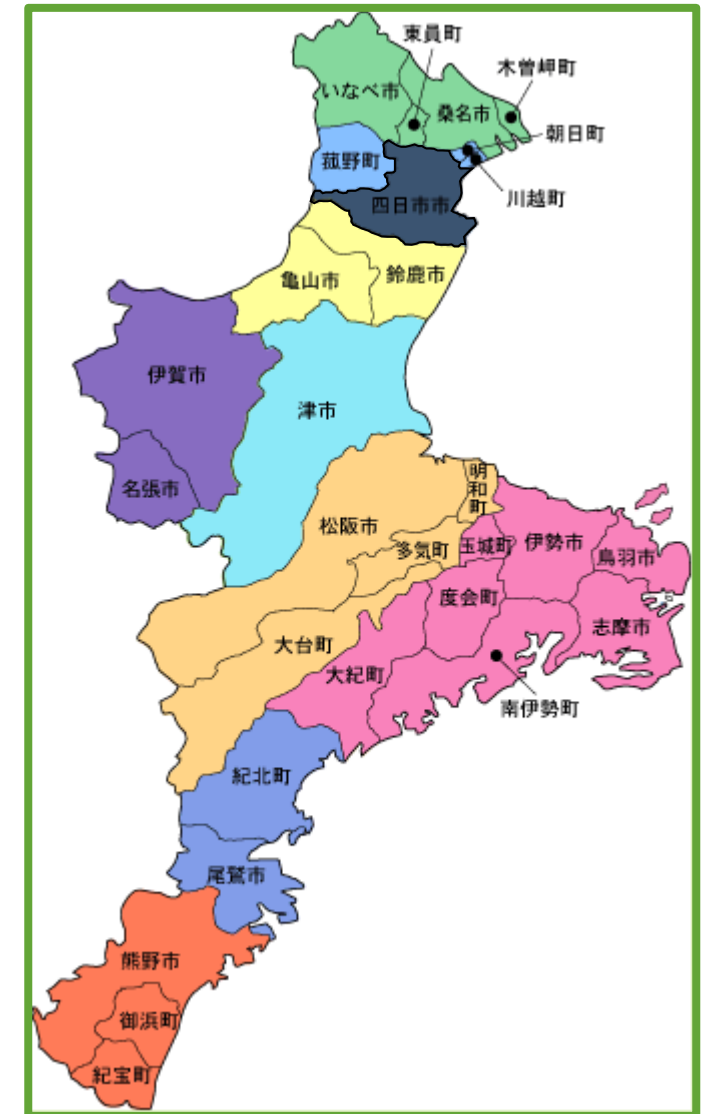
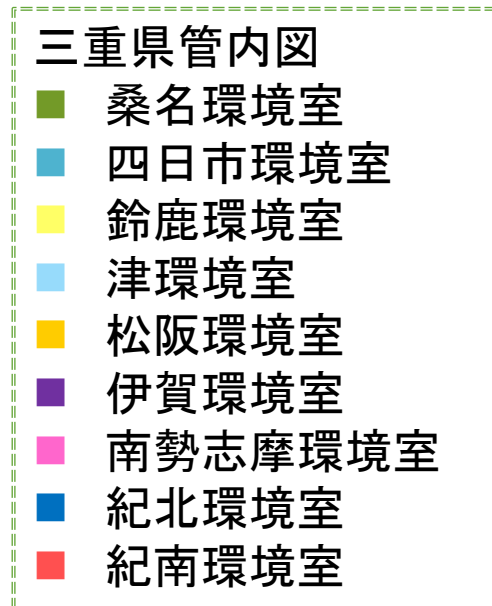


図2 三重県管内図

2. 登録・許可の状況

◆ 登録・許可事業者数

※令和7年3月31日現在。四日市市の登録・許可分を除く

- 引取業 : 652事業者
- フロン回収業 : 167事業者
- 解体業 : 105事業者
- 破碎業(前処理) : 20事業者

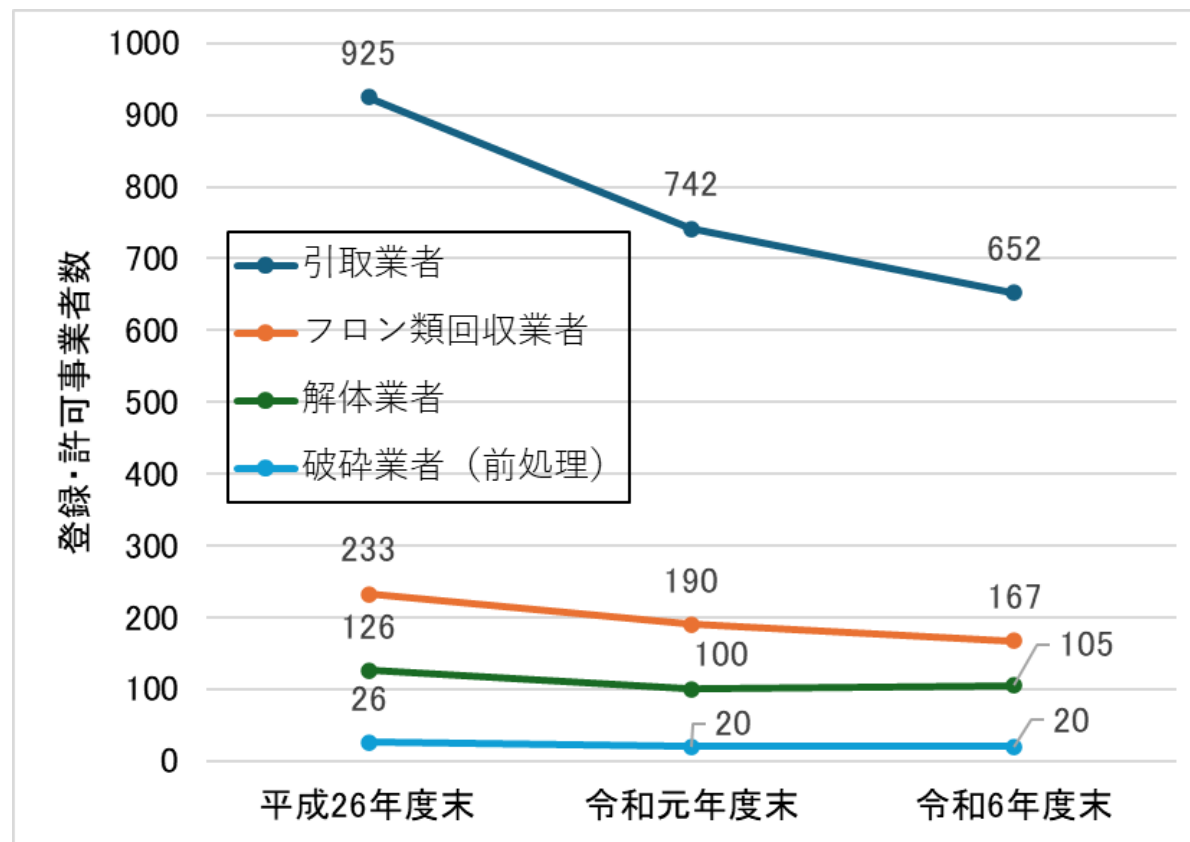


図3 直近10年間の登録・許可事業者数の変化

3. 立入検査の状況

(1) 各地域機関で立入検査計画を策定

- 引取業、フロン回収業 : 新規・更新登録事業者の全て
- 解体業、破砕業(前処理) : 年4回以上(稼働状況による)

(2) 立入検査及び行政処分等の状況(令和6年度実績)

- 立入件数 : 1231回(業ごとにカウント)

	立入検査	指導	助言	勧告	命令	停止	取消
引取業者	737	0	0	0	0	0	0
フロン類回収業者	222	0	0	0	0	0	0
解体業者	224	11	1	0	0	0	0
破砕業者	48	0	0	0	0	0	0

4.不適正な解体・不適正保管の事例

(1) 無許可業者への対応状況 (課題)

- 無許可業者がオークションで仕入れた中古車を解体し、廃車ガラやパーツを輸出しようとしていると情報提供があった。



(対応)

- 警察署と合同で立入検査を実施し、作業場内で解体済みの車、輸出用のコンテナ内でバッテリーやエアバッグ等のパーツを確認した。
- 作業場にパーツを戻し、許可を有する解体業者に引渡し、適正に処理するよう指導し、適正処理を確認した。



4.不適正な解体・不適正保管の事例

(2) 長期的な不適正保管について (課題)

- 法施行前の自動車を長期間保管している。
- 外国籍の業者で日本での滞在期間が少なく、自動車の撤去が進んでいない。



(対応)

- 業者は片付ける意向を強く示し、自動車部品が積み上げられた解体作業場の片付けは進んでいるため、撤去計画に基づいた撤去を進めるように文書による指導を行っている。
- 住民からの苦情はなく、生活環境保全上の懸念は少ない。



5. 自動車リサイクル法に係る課題

(1) 使用済自動車の確保に関する課題

- 引取業が機能しておらず、引取業だけを持っている業者が減少している。
- 中古車の値上がりにより収益が合わない、車が集まらないとの声がある。
- オートオークションを通じてしか車が入ってこない状況が続くと、解体業者の減少につながり、将来において適正な処理が確保できない状況。



引取業者が中古車ではなく、使用済自動車として引取り、国内で適正に処理されるために、引取業者への還付が必要。

5. 自動車リサイクル法に係る課題

(2) 使用済自動車の保管に関する課題

- 外観だけでは使用済自動車かどうか判断できない状況。
- 中古車と使用済自動車が混ざって平積みで保管され、指導が難しい。



使用済自動車かどうかの判断基準を改めて提示すること、
また陸運局と連携し車体番号から抹消登録の状況を確認できる体制が必要。



5. 自動車リサイクル法に係る課題

(3) 不適正な部品取りに関する課題

- 解体業者に回ってくる前に不適正な部品取りが行われることがあるため、部品取りのような簡易的な解体を行っている業者に自り法に基づく指導を行うことが難しい。



オイル漏れが発生しない部品取りのような解体について、油水分離槽を設置せずに済むような簡易的な解体業の許可が必要。



5. 自動車リサイクル法に係る課題

(4) 解体業許可の施設基準

- 市街化調整区域では屋根等が設置できなくても、油水分離槽が設置され機能する構造であれば、解体業許可を出している状況。
- ゲリラ豪雨など記録的な大雨が発生する中、油水分離槽だけでは廃油及び廃液の流出防止対策が不十分になる可能性。



油の流出防止対策だけでなく、騒音及び振動の観点からも、新規で許可を出す場合、施設基準として屋根等の設置を必須とすること。

5. 自動車リサイクル法に係る課題

(5) 許可業者への規律強化 (課題)

- 外国籍の方が解体業者の半数近くを占め、申請において行政書士が標準作業書を日本語で作成し提出。
- 日本語の標準作業書を運用することが難しく、また自動車リサイクルシステム(JARS)の入力方法を理解していないため、遅延報告が多く発生。



(対応)

- 外国籍の方に翻訳機を使用し遅延解消の指導を行っているが、理解してもらうのに苦慮。
- 実際に作業する従業員が理解していないため、従業員への教育、研修の定期的な受講が必要。

6. 自動車リサイクル法に係る優良な事例

- JARC主催の事業者サポート研修の活用

開催日：令和7年5月29日、10月7日

開催場所：株式会社三重パーツ

研修内容：引取から解体工程までの実演、
JARSの操作研修等



(課題)

参加意欲のある業者は集まるが、研修の受講は必須ではないため、
受講してほしい業者に参加を促すのが難しい。

従業員を含め、サポート研修への受講の義務化が必要。

7.まとめ

- 自動車リサイクル法は概ね順調に運用がなされているが、今後の適正な処理の確保のため、使用済自動車の安定した入手ルートの確保等の対策が必要。
- 中古車ではなく、使用済として引取りされるように引取業者への還付が必要。
- オイル漏れが発生しない部品取りのような解体について、油水分離槽を設置せずに済むような簡易的な解体業の許可が必要。
- 新規で許可を出す場合、施設基準として屋根等の設置を必須とすること。
- JARSでの遅延発生防止や解体業の適正な運用のため、許可業者への知識・技能要件として、従業員を含め、JARCが実施する事業者サポート研修等の受講の義務化が必要。